

令和5年度第10回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年1月5日 金曜日 午後13時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番	藤 原 洋 三	4番	伊 東 孝 吉	13番	宮 原 健 司
----	---------	----	---------	-----	---------

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平
豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司
中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊	立石・向野	阿 部 竜 一
山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 48 号	農地法第3条の申請について
議案第 49 号	農地法第5条の申請について
議案第 50 号	非農地証明願いについて

- 議案第 51 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 報告第 9 号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに
使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和5年度第10回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(13時40分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 [REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第48号から議案第52号までの5議案25件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第48号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の [REDACTED] です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第48号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 歳、譲受人、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 歳。申請の土地、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED] 、地番 [REDACTED] 、地目、台帳、現況ともに [REDACTED] 、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。譲受人の経営面積は、田 [REDACTED] a、畑 [REDACTED] a、合計 [REDACTED] aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 [REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	12月7日、 [REDACTED] 農業委員と事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は [REDACTED] を [REDACTED] 方面に向かい、 [REDACTED] にかかる [REDACTED] の手前を右に向かい、 [REDACTED] 沿いに進むと [REDACTED] 筆あります。さらに進んで [REDACTED] の [REDACTED] を行くと [REDACTED] がありますが、そこを右に下ったところに [REDACTED] 筆あります。また次は、 [REDACTED] の [REDACTED] 区になりますが、 [REDACTED] を渡って [REDACTED] 沿いに進んだところに [REDACTED] 筆、 [REDACTED] 区の中心部を [REDACTED] 沿いに上がったところに [REDACTED] 筆あります。合計 [REDACTED] 筆の農地につきましては、耕作もされておりますし、保全管理もされていまして。譲渡人は県外在住ですが、譲受人の要望も強いことから、慎重審議よろしくお願いします。
議長	1番について、 [REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	只今、 [REDACTED] 委員が説明したとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 県外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、杵築市内で [REDACTED] を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。

	取得にあたり、現在耕作をしている地元農家の方とも協議を済ませていること、また、他市での水稻の耕作実績があり、管理及び耕作についても、問題ないものと思われます。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、田[]a、畑[]a、合計[]aです。理由は、相手方の要望、耕作の都合です。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	12月19日、[]委員、事務局職員2名、譲受人の[]さん、私の5名で現地確認をしました。[]線を[]方面に向かい[]の信号から左に行き、[]の方へ100m行けば交差点があります。交差点を左に曲がり、20mほど[]の信号の方へ向かえば左にあります。今回の申請の土地は[]です。[]と[]の土地は譲受人の[]さんの土地ですが、その土地の真ん中に今回の申請地があります。譲渡人の[]さんに確認したところ、自分の土地があることは自覚していなかったということです。この土地は[]と[]と1枚の水田になっています。今回調べて初めて[]さんの土地があるということがわかって、双方で話し合い、[]さんが引き受けるということです。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、農地の管理が困難な譲渡人と、これまで申請地を耕作してきた譲受人との間で、譲渡の話がまとまったため申請となりました。 申請地は、以前から譲受人が耕作しており、取得については特に問題はないものと判断されます。取得後も、水稻を耕作することです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第48号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

	そのため、代替地の検討も行いましたが、進入路が広く大型の重機が入るのに適していること、資材を置くために十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は山林、東側は山林、南側は公衆用道路、西側は国道にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■■■㎡を、砂利や岩などの建設資材置場として、土地の形質変更は行わず現状のまま利用する計画です。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については南側の水利組合が管理している側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては土地代のみで、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第49号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第49号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第49号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■委員 入室 >
議長	次に「議案第50号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 「議案第50号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■、■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は山林及び原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成3年に父からの相続により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。

	以上です。
議長	1番について、農地委員より説明願います。
委員	申請地はを方面に向かい、の手前の大きなの左側にあります。申請人が相続してから特に管理していないようで、雑草木が茂っていました。原野状態でありますので、管理も困難であることから耕作を断念し非農地証明願いを申請したいということでありました。よろしくご審議お願いします。
議長	1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を12月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成3年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和53年頃までは申請者の父がミカン等の果樹園として管理していましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外農地であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡です。 申請地の状況は山林及び原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和20年に父からの相続により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	12月20日、事務局職員2名、農業委員、私と、関係者の方と現地確認をしました。を方面に行き、を渡り、100m行ったところを左折し、方面に850m進み、をしている地域の一軒目を右に入って一軒目の家の裏山の山林と原野を、今回非農地証明願いを申請するとのことです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を12月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。

	申請者は、昭和20年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和40年頃までは畑として自家消費用の野菜等を作っていましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に先ほどご審議いただきました、議案第48号農地法第3条申請の番号1番の土地及び空き家と併せて売却予定とのことでした。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 番号3番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成24年に母からの相続により申請地を取得した。昭和61年頃から前所有者の母が近隣の建設会社に資材置場として貸しているとのことでした。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	12月18日、[]委員、事務局職員2名、申請者の5名で現地確認をしました。申請地は[]線を[]方面に向かい、[]交差点を右折し100mほど先の信号を左折し300mほど行ったところでした。道路の左側300mくらいのところにあります。現地は周りもきれいに管理されており、申請地もその一画です。申請理由は平成24年に母より相続をしましたが、以前より建設会社が資材置場として使用しているので地目変更を行い、今後も継続して使用したいということです。よろしくお願いします。
議長	3番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	[]委員の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を12月18日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、平成24年に母からの相続により申請地を取得しています。昭和61年頃に申請者の母が近隣の建設会社に資材置場として貸してしまったとのことで、始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、令和5年度第4回総会の際に申請地の隣地を非農地として申請する際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。

	今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に引き続き資材置場として貸し出す予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第50号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第50号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第51号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番から18番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第51号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年再設定で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号4番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号6番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号7番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

	番号8番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号9番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号10番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号11番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号12番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号13番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号14番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号15番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号16番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号17番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号18番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。 農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定の面積は、[]㎡です。 なお、補足になりますが、番号1番につきましては、相対での利用権設定となります。引き続き地元農家の[]さんが水稻を耕作することと、今回申請となっております。 続いて、番号2番から18番までは、中間管理機構である公社への貸付となります。公社からの貸付先は、11ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。地元農家の[]さんが借り受け予定となっております。詳細は議案第52号での審議事項となりますので、説明は省略させていただきます。 以上です。
議長	只今、「議案第51号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第51号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第51号」については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第52号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書11ページをご覧ください。 「議案第52号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]筆、[]m²です。 詳細は、12ページの貸付調書をご覧ください。 []さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の2番から18番までの土地となります。利用権の種類は使用貸借で、主な耕作作物は水稻となっております。 以上です。
議長	只今、「議案第52号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第52号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第52号」については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第9号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書17ページをご覧ください。 「報告第9号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。理由は貸人の都合です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和5年度第10回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 14時17分： 終了 ）